

電波法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

改正案

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者が納めなければならない手数料の額は、情報の提供の方法に従い、次の表による額とする。

	情報の提供の方法	情報提供手数料 (単位円)
一	用紙に出力したものの交付	一、二〇〇
二	電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）による提供	一、一五〇

現行

（無線局に関する情報提供手数料）

第五条（同上）

	情報の提供の方法	情報提供手数料 (単位円)
一	用紙に出力したものの交付	一、三〇〇
二	フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付	一、一五〇
三	光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一、二〇〇

（傍線部分は改正部分）